

妊婦健康診査費助成制度変更のお知らせ

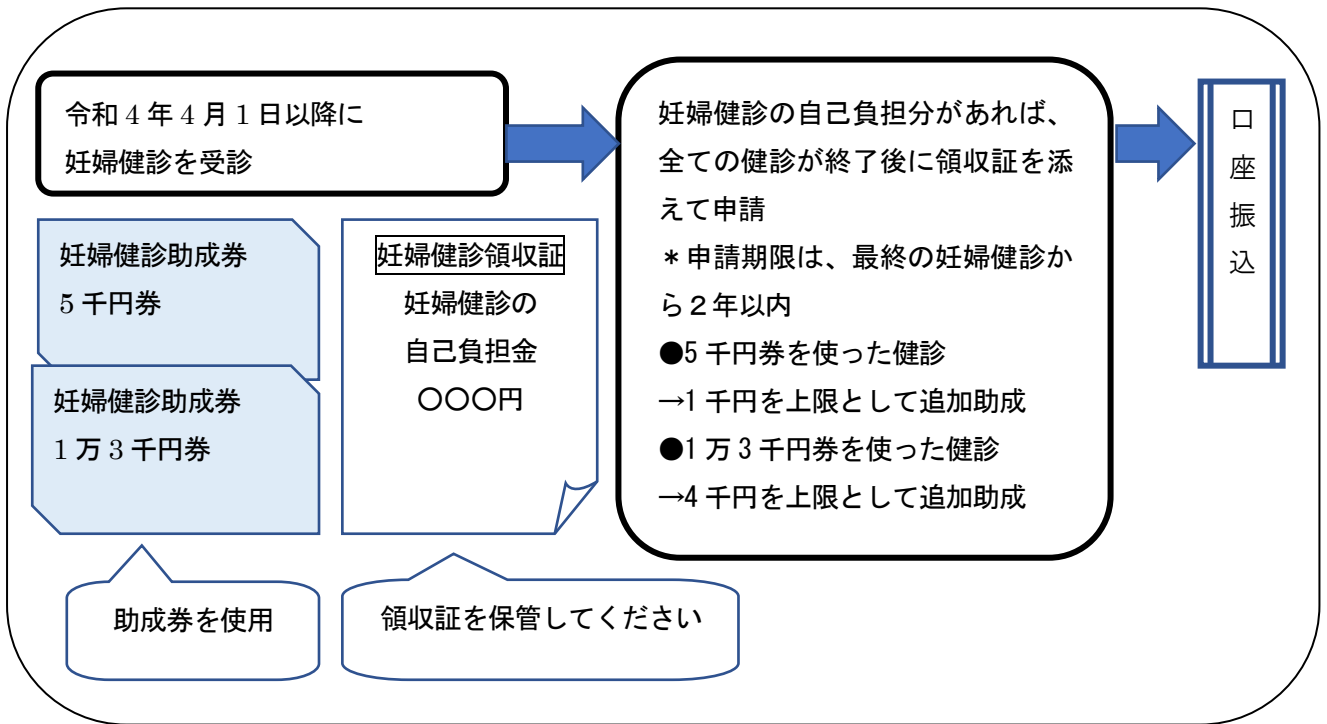
～令和3年度（2021年度）に交付された妊婦健康診査費助成券をお持ちの方へ～

1 令和4年度に受診する妊婦健康診査費の助成額の増額について

宝塚市では、令和4年度より、妊婦健康診査費の助成額について、1回あたり5千円までを6千円までに、1万3千円までを1万7千円までに増額します。

つきましては、令和4年4月1日以降に受診する妊婦健康診査については、還付申請により、1万3千円券を使用した健診の自己負担分については4千円を上限として、5千円券を使用した健診の自己負担分については1千円を上限として追加で助成します。すべての妊婦健康診査が終了した後に、領収証と母子健康手帳の「妊娠中の経過」の頁の写しを添えて申請してください。

2 令和4年4月以降の妊婦健診の追加助成の流れ



3 追加助成の申請方法

<申請時期> 全ての妊婦健康診査が終了後（出産後）に申請してください。

最終の妊婦健康診査から2年以内にご申請ください。

<申請先> 宝塚市立健康センター（郵送での申請可）

<申請書類> 妊婦健康診査費還付助成申請書（今回のご案内に同封しています）

領収証原本

診療情報明細書（お持ちの方は提出してください）

母子健康手帳「妊娠中の経過」の頁のコピー

未使用の助成券

4 追加助成金の受け取り方法

申請受付月の翌月末または翌々月末に、ご指定の口座に振り込まれます。

5 追加助成の対象とならない場合

- ・令和4年3月31日までに、交付された助成券（最大14枚）を全て使用された場合。
- ・妊婦健康診査の自己負担分がなかった場合。
- ・妊婦健診以外の費用。

表1

助成対象とならないもの（例）
・保険診療の自己負担分 ・妊娠確定検査 ・特定療養費 ・基本的な妊婦健康診査を含まない受診（超音波検査のみ NSTのみ等） ・予防接種費 ・文書料 ・入院費 ・分娩費 ・胎児検査（クアトロ検査、羊水検査、3D等） ・DVD、腹帯、コルセット、母親学級受講費など

6 その他

- ・令和3年度に交付した助成券を、新しい券に交換する対応はしていません。
- ・追加助成専用の助成券は、新たに交付しません。
- ・助成券は、その券を交付した時の妊娠期間に限り有効です。
- ・県外の病院など、宝塚市の助成券を使用できない医療機関で妊婦健康診査を受診した場合は、下表2（※）をご参照の上で、還付助成申請をしてください。
- ・助成券の交付を受けるまでの期間に、助成券を使用せずに受けた妊婦健康診査の場合も、同様に還付助成申請をしてください。（今回の通知に同封の申請用紙をご使用ください）

※ 妊婦健康診査費の還付助成申請について

表2

助成対象者	妊婦健康診査の受診日に宝塚市に住民票がある方
助成対象	妊娠中に実施した妊婦健康診査のうち、保険診療適用外の自己負担分（ <u>自費分</u> ）
助成可能な妊婦健診の回数	最大14回まで（妊娠中に転入された方は、助成券交付枚数の回数まで）
還付助成申請の受付期限	最終の妊婦健康診査の日から2年以内
助成対象外	保険診療の自己負担分や出産後の健診等（この頁の表1を参照）
申請書類	<input type="checkbox"/> 妊婦健康診査費還付助成申請書 <input type="checkbox"/> 領収証原本 <input type="checkbox"/> 診療情報明細書（お持ちの方は提出してください） <input type="checkbox"/> 母子健康手帳「妊娠中の経過」の頁のコピー <input type="checkbox"/> 助成券（お手元に未使用の券がある場合は、全て提出してください）

【問合せ・申請書送付先】

宝塚市立健康センター 妊婦健康診査費助成事業担当

〒665-0827 宝塚市小浜4丁目4-1

電話 0797-86-0056 FAX 0797-83-2421